

開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26

三井住友
フィナンシャルグループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 資本金及び発行済株式の総数	P46
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	P46
②各株主の持株数	P46
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	P46

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3. 直近の中間事業年度における事業の概況	P6～9、12～16
4. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	P18
②経常利益又は経常損失	P18
③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	P18
④包括利益	P18
⑤純資産額	P18
⑥総資産額	P18
⑦連結自己資本比率	P18

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

5. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	P19～23
6. 銀行持株会社及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	P45
②危険債権	P45
③三月以上延滞債権	P45
④貸出条件緩和債権	P45
⑤正常債権	P45
7. 自己資本の充実の状況	P47～108
8. 流動性に係る経営の健全性の状況	P109～112
9. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	P44
10. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	P19
11. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	P47

銀行法施行規則第19条の2(単体)

三井住友銀行

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	P169
②各株主の持株数	P169
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	P169

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

2. 直近の中間事業年度における事業の概況	P6～9、12
3. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	P113
②経常利益又は経常損失	P113
③中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	P113
④資本金及び発行済株式の総数	P113
⑤純資産額	P113
⑥総資産額	P113
⑦預金残高	P113
⑧貸出金残高	P113
⑨有価証券残高	P113
⑩単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	P113
⑪従業員数	P113

4. 直近の2中間事業年度における業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	P113、155
5. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
①資金運用収支	P155
②役務取引等収支	P155
③特定取引収支	P155
④その他業務収支	P155
6. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
①平均残高	P155～156
②利息	P155～156
③利回り	P155～156
④資金利ざや	P168
7. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	P157
8. 直近の2中間事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	P168
9. 直近の2中間事業年度における総資産中間純利益率及び資本中間純利益率	P168
10. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	P159
11. 直近の2中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	P160
12. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	P161
13. 直近の2中間事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	P162
14. 直近の2中間事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	P162
15. 直近の2中間事業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	P161
16. 直近の2中間事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	P163
17. 直近の2中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	P163
18. 直近の2中間事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	P164
19. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	P168
20. 直近の2中間事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	P167
21. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	P166
22. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	P168

銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

23. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	P10～11
---------------------------------	--------

銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

24. 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書	P139～143
25. 銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	P165
②危険債権	P165
③三月以上延滞債権	P165
④貸出条件緩和債権	P165
⑤正常債権	P165
26. 自己資本の充実の状況	P235～248
27. 流動性に係る経営の健全性の状況	P249～252
28. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	P148～149
29. 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	P150
30. 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	P151～154
31. 電子決済手段に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	P154
32. 暗号資産に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	P154
33. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	P164
34. 貸出金償却の額	P164
35. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	P139
36. 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	P235

信託業務に関する事項

37. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

①信託報酬	P113
②信託勘定貸出金残高	P113
③信託勘定有価証券残高（⑥に掲げる事項を除く。）	P113
④信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第21条第4項に規定する履行保証電子決済手段をいう。）残高	P113
⑤信託勘定暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第21条第5項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高	P113
⑥信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高	P113
⑦信託財産額	P113

38. 直近の2中間事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

①信託財産残高表(注記事項を含む)	P170
②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高	P170
③元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高	P170
④元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額	P171
⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	P171
⑥金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高	P171
⑦金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高	P172
⑧金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	P172
⑨担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	P172
⑩使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	P172
⑪業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	P172
⑫中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	P173
⑬金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高	P173
⑭電子決済手段の種類別の残高	P173
⑮暗号資産の種類別の残高	P173

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)

三井住友銀行

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	P165
2. 危険債権	P165
3. 要管理債権	P165
4. 正常債権	P165

銀行法施行規則第19条の3(連結)

三井住友銀行

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の中間事業年度における事業の概況	P6～9、12～13
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	P113
②経常利益又は経常損失	P113
③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	P113
④包括利益	P113
⑤純資産額	P113
⑥総資産額	P113
⑦連結自己資本比率	P113

銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

3. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	P114～118
4. 銀行及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	P165
②危険債権	P165
③三月以上延滞債権	P165

④貸出条件緩和債権	P165
⑤正常債権	P165
5. 自己資本の充実の状況	P174～230
6. 流動性に係る経営の健全性の状況	P231～234
7. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	P138
8. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	P114
9. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	P174

平成26年金融庁告示第7号第8条1項

三井住友
フィナンシャルグループ

(資本の構成に関する開示事項)

自己資本の構成に関する開示事項

P47～50

(定性的な開示事項)

連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	P47
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	P47
3. 持株自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	P47
4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	P47
5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	P47

信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項

1. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準	
(i) ソブリン向けエクスポージャー	70
(ii) 金融機関等向けエクスポージャー	70
(iii) 株式等エクスポージャー	70
(iv) 購入債権	70
(v) 事業法人向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)	70
(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー	70
(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー	70
(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	70
(ix) その他リテール向けエクスポージャー	70
(x) 特定貸付債権	70
(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け	70

中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

P97～100

(定量的な開示事項)

その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

P47

リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第54条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう)又は信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

1. 持株自己資本比率告示第54条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	P64
2. 持株自己資本比率告示第54条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	P64
3. 持株自己資本比率告示第54条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	P64

4. 持株自己資本比率告示第54条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	P64
5. 持株自己資本比率告示第54条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第145条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	P64

定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第7条5項	三井住友 フィナンシャルグループ
(レバレッジ比率に関する開示事項)	
持株レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	P101～103
2. 前中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	—

平成26年金融庁告示第7号第7条7項	三井住友 フィナンシャルグループ
(TLACに関する開示事項)	
1. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項	P105
2. 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	P106～107
3. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	P108

平成26年金融庁告示第7号第3条1項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	P235～238
(定性的な開示事項)	
中間貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	P242～245

(定量的な開示事項)
定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第2条6項	三井住友銀行
(レバレッジ比率に関する開示事項)	
単体レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	P246～248
2. 前中間事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	—

平成26年金融庁告示第7号第5条1項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	P174～177
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	P174
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	P174
3. 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	P174
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	P174

信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項

1. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項

①標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

(i) ソブリン向けエクスポージャー	197
(ii) 金融機関等向けエクスポージャー	197
(iii) 株式等エクスポージャー	197
(iv) 購入債権	197
(v) 事業法人向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)	197
(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー	197
(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー	197
(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	197
(ix) その他リテール向けエクスポージャー	197
(x) 特定貸付債権	197
(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け	197

中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

P224～227

(定量的な開示事項)

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

P174

リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう)又は信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
P191
- 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
P191
- 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
P191
- 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
P191
- 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
P191

定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第4条5項

三井住友銀行

(レバレッジ比率に関する開示事項)

連結レバレッジ比率に関する開示事項

- 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
P228～230
- 前中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異があった場合に限る。)

—

平成26年金融庁告示第7号第4条7項

三井住友銀行

(TLACに関する開示事項)

- 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
—
- 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
—
- 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
—

平成27年金融庁告示第7号第8条

三井住友
フィナンシャルグループ

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	P109
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	P109
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	P109
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	P109

連結安定調達比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項	P111
2. 相互に関係する資産・負債の特例に関する事項	P111
3. その他連結安定調達比率に関する事項	P111

平成27年金融庁告示第7号第3条

三井住友銀行

(単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	P249
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	P249
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	P249
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	P249

単体安定調達比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項	P251
2. 相互に関係する資産・負債の特例に関する事項	P251
3. その他単体安定調達比率に関する事項	P251

平成27年金融庁告示第7号第5条

三井住友銀行

(連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	P231
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	P231
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	P231
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	P231

連結安定調達比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項	P233
2. 相互に関係する資産・負債の特例に関する事項	P233
3. その他連結安定調達比率に関する事項	P233